

秩父まるとジオパーク推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、秩父まるとジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、秩父まるとジオパークの世界ジオパーク認定をめざすとともに、ユネスコグローバルジオパークのガイドラインに沿った、将来も社会・経済・文化的な発展を続けられるものとし、地域住民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 秩父まるとジオパーク関係団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 秩父まるとジオパークの調査研究に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する団体で構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、監事は、総会において選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務の執行及び財務を監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会に対し、助言及び指導を行うものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は定例総会と臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 定例総会は年1回招集し、臨時総会は会長が必要と認めるときに招集する。ただし、書面により審査することができる。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 運営委員会への付託事項に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 総会の議事は、出席会員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じて顧問に総会への出席を求めることができる。

(運営委員会)

第12条 協議会に運営委員会を置く。運営委員は各構成団体の長が推薦したものとする。

- 2 運営委員会に委員長、副委員長を置き、委員長、副委員長は運営委員の互選とする。
- 3 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となり、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から付託された事項に関すること。
 - (2) その他会長が必要と認める事項
- 4 運営委員会の運営を推進するため、作業部会を置くことができる。
- 5 運営委員会は、審議し、決定した事項を次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、運営委員会から付託された事項について調査審議し、その経過及び結果を運営委員会に報告しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び運営委員会（以下この条において「総会等」という。）を招集する時間がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、秩父市の財務に関する諸規定等を準用する。

第7章 補則

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年2月22日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員任期については、第9条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 この規約を、平成22年8月4日一部改正する。

4 この規約を、平成23年7月14日一部改正する。

5 この規約を、平成29年6月2日一部改正する。